

登録証

株式会社 徳機製作所

代表取締役 岡田直矢 殿

貴社から申請のあった工場については
一般社団法人鉄骨建設業協会溶接H形鋼
製作工場登録規程第2条に基づき適正品質
の建築鉄骨溶接H形鋼を製作し得る工場と
して下記のとおり登録したことを証する

平成29年5月1日

一般社団法人 鉄骨建設業協会

会長



川田忠裕



記

- 登録番号 BH17-AAA 第005号
- 登録した工場の名称及び所在地
名称 株式会社 徳機製作所
所在地 山口県周南市港町12番22号
認定番号 BH02-AAA17009
- 適用範囲
(1) 溶接H形鋼及び溶接T形鋼等溶接H形鋼に類する溶接組立形鋼の製作に適用する。
(2) フランジ材及びウェブ材の板継溶接を含む。
(3) 取り扱う鋼材は、400N級鋼、490N級鋼及び520N級鋼で板厚60mmまでとする。ただし、板継溶接を行わない場合、フランジ材の板厚は適切な予熱を行ったうえで溶接を行うことにより60mmを超えることができる。
- 登録有効期限 平成34年4月30日